精神科病院へ入院中の患者

保健所において、PCR検査により陽性確認、軽症・重症の判断

- 2軽症の場合で、院内で クラスターが発生している場合
- 所管保健所による転院調整(※)

(保健所管内で調整困難な場合) 全道域の転院調整

(調整可) (調整困難) 陽性者以外 陽性者以外 陽性者 の患者 の患者 (濃厚接触有) (濃厚接触無) (院内で 感染予防が 困難な場合) 所管保健所 による 転院調整 保 健 所 に る 当該精神科病院での入院継続 移 送 (個室対応・防護服着用) 可 ○感染症専門スタッフの応援、

在宅の者

感染により既に 一般病床等に 入院中の患者

専門外来での PCR検査により 陽性確認



3精神保健福祉法上の 非同意入院が必要な場合

所管保健所による転院調整

○感染症病床を有する精神科病院への 入院・転院調整

入院・転院

・軽症で感染者が1名の場合

①新型コロナウイルス感染症が

所管保健所による転院調整(※)

(保健所管内で調整困難な場合) 障がい者保健福祉課(+対策チーム) での全道域の転院調整

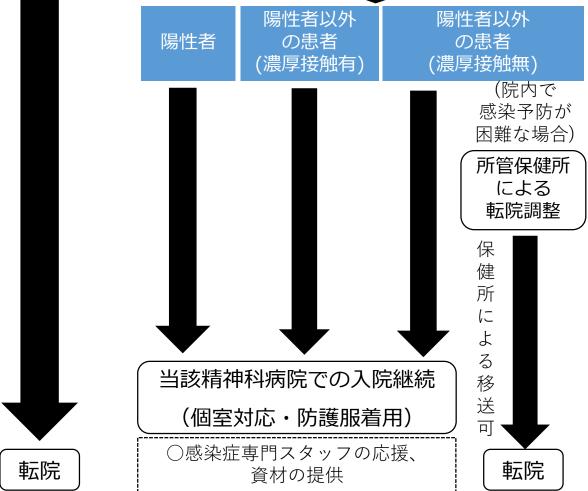
(調整順)

・重症の場合

- ①精神病床及び感染症病床を有する病院
- ②精神病床及び感染症病床又は結核病床を有する
- ※措置入院の場合は指定病院等

保 健 所 ょ る 移 送 可

感染症指定医療機関等に転院



※ 措置入院の場合の転院の調整に当たっては、精神保健福祉法施行細則第6条に基づく手続が必要